今後の措置等について

区分	緊急事態措置(現行[再延長])	まん延防止等重点措置
区域	全域	全 域 (措置区域:神戸·阪神南·阪神北·東播磨地域、姫路市)
期間	令和3年4月25日~6月20日 (再延長:令和3年6月1日~6月20日)	令和3年6月21日~7月11日(21日間)
外出自粛等	 【特措法第45条第1項に基づく】 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所・時間を避けて行動することを要請・特に緊急事態措置区域10都道府県など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、 	 〔特措法第31条の6第2項等に基づく〕 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請・感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、
	感染リスクが高い行動の自粛を要請 【全県】	感染リスクが高い行動の自粛を要請【措置区域】(神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)
飲 食 店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	 〔特措法第45条第2項に基づく〕 ○休業要請・時短要請 ・<u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等</u>(カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)しない飲食店等への時短要請(5時~20時) ○感染対策の徹底 	 【特措法第31条の6第1項等に基づく〕 ○時短要請等 ・5時~20時の営業時間短縮を要請 (平日の酒類提供(*3)は11時~19時(「一定の要件」(*4)を 満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請)) (土日祝日の酒類提供(*3)の禁止)(県独自) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
		 【特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 ○時短要請等 ・ 5 時~21 時の営業時間短縮を要請(県独自) (酒類提供(*3) は 11 時~20 時)(県独自) ・ カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底
多数利用施設 11 映 令覧 会示貨品活 の舗(除テルーに施館、会会のでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(特措法第 24 条第 9 項等に基づく)	【措置区域】(神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第 24 条第 9 項等に基づく] 種類 運動・遊技施設 劇場、映画館等 集会・展示施設 博物館等 ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 遊興施設 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) ※イベント開催及び映画上映の場合は、21 時までの営業時間短縮の協力依頼の要請等 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第 24 条第 9 項等に基づく] 種類 運動・遊技施設 劇場、映画館等 集会・展示施設 博物館等 ・プー・ビス業(生活必需が)・変請等 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第 24 条第 9 項等に基づく] 種類 運動・遊技施設 劇場、映画館等 集会・展示施設 博物館等 ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 遊興施設 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需が定と成る) 「地域」とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、と
イベント	 〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・人数上限5,000人かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請 ・21時までの営業時間短縮を要請 	「特措法第 24 条第 9 項に基づく」 区分 収容定員 人数上限 大声での歓声・声援等がない 100% 以内 大声での歓声・声援等が想定 50% * 以内 (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるゲループ間では座席を1席空け、同一ゲループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21 時までの営業時間短縮を要請
出勤抑制	〔特措法第24条第9項に基づく〕・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	[特措法第24条第9項に基づく] 同左

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設(<u>緊急事態措置期間中は、</u>左記の許可を受けていないカラオか店を含む) *2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設(<u>緊急事態措置期間中は、</u>左記の許可を受けていないカラオか店を除く) *3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む *4 アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m 以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、4 人以内の利用(1 グループ)